

2

取扱注意

※総第 064663号001公館宛 GM4086-02

平成 2年 7月 5日 12時 46分 受付

43

電信案

電信課長 8	大 臣 秘書官 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官 房 長	主管 アジア局長 審 議 官 参 事 官 北東アジア課長 地域調整官 首席事務官	※発電係 1 2 起 案 平成 2 年 6 月 28 日 起案者 電話番号 番匠 2416
	協議先 会計課長 副 長 官 首席事務官 主計室 建設課長 企 画 室 首席事務官 川 上		

FAX

(注意) 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

(80字)

在 韓 国	大使 総領事 あり	外務大臣 発
件 名 在韓被爆者支援		
主管・文書記号 了 代	※電番 第1013号	大至急 至急 普通 (優先処理)
転電 転送 在 転報	※転電番号 大 使 ・ 総 領 事 あり	パターン・コード 大至急 至急 普通 (優先処理)
※		
06466388 優先 KANKOKU F電		

GB-1

外務省

回覧番号

7/3

(※白欄内は電信課記入)

(昭和六三・六・三十改正)

往電ア北第 969 号に関し、

今次出張の結果につき当方で検討したところ、以下の諸点を ~~韓国側~~ 韓国側
(外務部) に申し入れありたい。

(モロイ) (1072ベ)

1. 韓国側40億円内訳案に対するコメント(当省限りの取敢えずのもの:先般の出張の際口頭で申し上げたコメントの再確認を含む。)

- (1) 全体的により詳細な積算内訳を示す要あり。各数字の根拠も明示の要。
- (2) 先ずは、韓国側において、全体計画、実施体制をきちんと作成し、その上で、韓国側が負担すべきところを明確にしてから、当方支援の内訳・積算(案)を作成願いたい。全体のピクチャーの中での位置付けをはっきりさせて欲しい。
- (3) センターの管理・運営費は、原則として支援受け入れ国が負担することになっており、当方より支援することは極めて困難。(他方、医薬品や医師の雇用費の一部を支援することは可能かもしれない。)
- (4) 健康管理手当は、外務部が明確に拒否された経緯もあり、また、財政当局も極めて否定的なので、無理。
- (5) 治療費支援につき、現在の当方支援額は4,200万円であるのに対し、91年の支援額が約2.5億円(12.6億ウォン)に激増しているのは何故か。治療費の内韓国政府が負担すべき部分が入っていないのではないか。
- (6) 以上を踏まえ、改めて積算内訳(案)を作成願いたい。

2. 関係資料提出時期

出張の際お願いした以下の資料(取敢えずのもので可)については、当方予算要求との関係上、7月13日までに提出願いたい。

①全体計画、②実施体制、③韓国側財政措置、④40億円積算内訳

3. 在韓原爆被害者現況(韓国側資料)に対する追加質問

- (1) 現在陝川にある原爆診療所及び韓赤傘下病院と新たに作る福祉センターとの関係如何。重複にならないか。
- (2) 協会登録とあるが、右は政府登録と同じことか。(つまり、登録の手続きを見ると公的なものと考えられるが、であるとすれば、なぜ政府登録としないのか。)

(3)